

大阪府立男女共同参画・青少年センターにおける備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
ドーン運営共同体	<p>大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）の指定管理者であるドーン運営共同体は、大阪府との管理運営業務契約書上、大阪府から無償で備品を貸与されており、貸与物品については、契約書上、「貸与物品一覧」として明記されている。</p> <p>1 ドーン運営共同体では、「貸与物品一覧」上の、物品の実在性を網羅的に確認しておらず、今回の監査での指摘を受けて、初めて実査を行った。実査の結果報告によると、物品等の確認が確実に実施できている状況ではなく、ドーンセンター管理運営業務契約書第9条の備品管理における善管注意義務を履行しているとは言い難い。</p> <p>(1) 当該貸与物品には、資産番号シール等が貼付されておらず、客観的に「貸与物品一覧」に記載されている物品と実際の物品とを照合することが困難となっている。</p> <p>(2) 同一の物品でも「貸与物品一覧」に記載されている物品及び「設備図面」に記載されている物品と過去に消耗品として購入されている物品が区別されておらず混在していた。</p> <p>2 大阪府は、平成22年度に職員が現地にて備品台帳と現地にある物品を照合し「貸与物品一覧」を作成したが、その後は指定管理者の管理としているのみで、定期的な報告を受けていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※大阪府立男女共同参画・青少年センターの管理運営業務契約書</p> <p>(甲の備品) 甲：大阪府、乙：ドーン運営共同体</p> <p>第9条 甲は、管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> </div>	<p>所管課と指定管理者双方で、「貸与物品一覧」及び「設備図面」に記載されている物品の状況について確認するとともに、資産番号シールを利用する等、実態に合った現物確認方法を検討されたい。</p> <p>所管課は、指定管理者から設備及び物品の実査結果を定期的に報告させ、適切に貸与物品の管理状況を把握されたい。(所管課：府民文化部男女参画・府民協働課)</p>	<p>今回、大阪府と協力し、大阪府との管理運営業務契約書の貸与物品一覧に記載されている物品について、その所在についても全て確認し、照合の上、大阪府の指示により備品シールを貼付した。貸与物品のうち、経年劣化により使用できない備品については、大阪府において、不用決定を行い処分した。</p> <p>附帯設備についても、その所在を全て確認し、備品台帳に掲載されている物、設備図面に設備として掲載されている物、その他消耗品について、適切に管理できるよう台帳を作成した。</p> <p>今後は毎年度貸与物品の確認を行い、貸与物品等の適正な管理に努めていく。</p> <p>監査の指摘を受け、指定管理者から設備及び備品の実査結果を7月8日に報告させた。これを受け、指定管理者立会いのもと、貸与物品の実査を行った。今後は毎年度、実査結果を報告させ、これに基づき実査を行うなど、貸与物品の適切な把握・管理を行う。</p>